

春日井市煙火消費事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「政令」という。）、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「省令」という。）及び春日井市火薬類取締法施行細則（平成23年春日井市規則第5号。以下「細則」という。）に規定する煙火の消費許可の事務について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 煙火 法第2条第1項第3号へに規定するもの（信号、観賞又は演劇等の効果の用に供する手筒花火を含む。）をいう。
- (2) 保安物件 省令第56条の4第4項第1号に規定する「通路、人の集合する場所、建物等」に該当する道路、鉄道、各種建築物等の煙火消費による災害及び事故から保護すべき物件をいう。
- (3) 保安距離 省令第56条の4第4項第1号に規定する「安全な距離」として、別表第1から別表第5までに定める距離をいう。

(許可が必要な煙火の消費の範囲)

第3条 法第25条第1項に規定する許可が必要な煙火の消費は、同項の許可を受け、その許可内容のうち煙火の種類、数量、目的、場所、日時又は危険予知の方法に変更が生じたものを含むものとする。この場合において、煙火の消費が、消費する場所の数にかかわらず、一の消費場所であり、かつ、同一目的であるときは、一の消費として取り扱うものとする。

(許可の申請)

第4条 細則第2条第1項のその他市長が定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 見取図（消費場所への案内図）（第1号様式）
- (2) 煙火取扱従事者名簿
- (3) 打揚煙火及び仕掛煙火明細書
- (4) 煙火置場構造図

(5) 航空法等に基づく許可、届出、通報（該当地域のみ）及び消費場所の土地使用承諾等

(6) 次に掲げる書類（花火大会の場合に限る。）

ア 業務委託契約書の写し

イ 煙火の消費に係る警備計画書

ウ 煙火の消費に係る作業内容書

2 細則第2条第2項で定める煙火消費計画書は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 花火大会の場合 第2号様式

(2) 噴出煙火消費の場合 第3号様式（その1）及び第3号様式（その2）

(3) 前2号以外の場合 第3号様式（その1）

3 市長は、申請に関する事務処理の状況について、煙火消費許可事務処理経過簿（第4号様式）により記録し、常に処理経過を明らかにし、事務が能率的に運用されるようにしなければならない。

（公安委員会の意見照会）

第5条 法第52条第1項の規定による公安委員会への意見の聴取は、照会書（第5号様式）に細則第2条第1項の規定による申請に係る書類の副本1部及び火薬類消費許可に関する調査票（第6号様式）を添付して行うものとする。

（許可基準）

第6条 細則第3条第1項の許可は、次のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 煙火消費の目的が、次のいずれかに該当する場合

ア 信号又は観賞の用に供する場合

イ 映画又は放送番組の制作の効果の用に供する場合

ウ 演劇、音楽その他の芸能の公演の効果の用に供する場合

エ スポーツ興行の効果の用に供する場合

(2) 煙火消費の保安距離が、煙火の種類及び数量に応じて別表第1から別表第5に定める距離が保有されている場合

(3) 煙火消費が、次のいずれにも該当し公共の安全の維持に支障がない場合

ア 公安委員会が公共の安全の維持に支障がないと認める場合（当該煙火消費に係る公共の安全の維持に関する公安委員会の意見を消費における許可の条件とする場合

を含む。)

イ 保安管理体制を整え、十分な保安対策が講じられている場合

(4) 煙火の取扱者が、法第 23 条の規定による制限を遵守している場合

(5) 煙火の消費の技術上の基準が、省令第 50 条の規定に適合する場合

(許可証の交付)

第 7 条 細則第 3 条により煙火消費許可証（以下「許可書」という。）を交付するときは、煙火消費許可申請交付簿（第 7 号様式）に許可を受けた者の署名を求めるものとする。その際には、煙火消費許可申請書の副本 1 部を返却するものとする。

(公安委員会の許可通報)

第 8 条 法第 52 条第 2 項の規定による公安委員会への通報は、第 8 号様式により許可証の写を添えて行うものとする。

(標準処理期間)

第 9 条 煙火消費の許可等の処理に要する期間は、30 日間とする。

(立入検査等)

第 10 条 法第 43 条第 1 項の規定による立入検査等は、煙火の消費数量、観客数及び消費場所周辺の状況を勘案し、立入検査が必要と判断した場合に行うこととし、次に掲げる事項により実施する。

- (1) 関係者の立会を求めて行うこと。
- (2) 煙火の準備又は消費の際に行うこと。
- (3) 関係者への質問は、原則として消費場所において行うこと。
- (4) 煙火消費場所立入検査表（第 9 号様式）を作成すること。

(許可の取消し)

第 11 条 法第 25 条第 3 項の公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 煙火の消費前において、法第 26 条の技術上の基準及び法第 48 条の規定により許可に附された条件が遵守されていない場合
- (2) 煙火の消費前において、消費場所の状況が地震等の天災により法第 26 条の技術上の基準に適合しないとき。

2 法第 52 条第 2 項の規定による、公安委員会への通報は、第 10 号様式により行うものとする。

(緊急措置等)

第12条 法第45条第2号の規定に基づく、一時禁止又は制限の措置は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 法第23条第1項又は第2項の規定に違反している場合
- (2) 強風その他の天候上の原因により、危険な状況になるおそれがある場合
- (3) 保安距離の規定に違反している場合
- (4) 省令第56条の4の消費の技術上の基準が守られていない場合
- (5) 前各号に定めるほか、災害の発生防止又は公共の安全の維持のために緊急の必要があると認める場合

2 市長は、法第45条第2号の規定による一時禁止又は制限の措置を行ったときは、処分後速やかに措置書（第11号様式）を交付することとする。

(事故発生時の対応)

第13条 煙火の消費による事故が発生したときは、負傷者の救護、消火活動等を最優先とするとともに、事故の拡大及び再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 法第45条第1号の規定に基づき、煙火の消費について中断を命じること。
- (2) 法第47条の規定に基づき、現状変更の禁止を命じること。
- (3) 事故の発生原因が不明であり、かつ、再開によって、再度、同種の事故の発生が予測されるときは、煙火の消費について中止を命じること。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、直ちに煙火消費事故通報書（第12号様式）により愛知県防災局消防保安課へ報告するものとする。

3 市長は、細則第8条による煙火災害発生状況報告書を受理したときは、事故現場を調査し、事故等報告書により愛知県知事へ報告するものとする。

(許可件数の報告)

第14条 市長は、煙火の消費許可に係る事務処理件数を愛知県知事に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市煙火消費事務処理要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市煙火消費事務処理要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表1 (第2条関係)

打揚煙火(スターマイン及び仕掛けの裏打ちを含む。)の保安距離

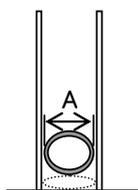
煙火の種類		距離 (m)	
直径	煙火玉の号数	細工物	星物
60センチメートル超 90センチメートル以下	30号	400	460
30センチメートル超 60センチメートル以下	15号 20号	330	360
24センチメートル超 30センチメートル以下	10号	230	250
18センチメートル超 24センチメートル以下	8号	200	200
15センチメートル超 18センチメートル以下	6号	150	170
12センチメートル超 15センチメートル以下	5号 4.5号	140	160
9センチメートル超 12センチメートル以下	4号	120	130
6センチメートル超 9センチメートル以下	3号 2.5号	100	100
6センチメートル以下	2号 1号	50	50

備考 1 保安距離は、消費場所からの距離をいう。

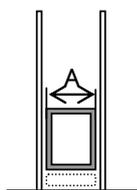
2 球状、筒状を問わず打揚がるもので径が30ミリメートル以上のもの。

【参考:上記表の対象となる打揚煙火等の例】

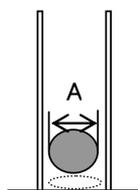
A=30mm以上



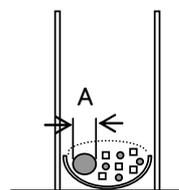
球状の打揚煙火



筒状の打揚煙火



星の打揚



30mm以上の星を含む花束

3 スターマイン及び仕掛けの裏打ちを含む。

4 球状、筒状を問わず上空で開発するものを打揚筒を傾斜させて打揚げる場合には、打ち出し方向に対して2倍の距離。

別表第2（第2条関係）

仕掛煙火の保安距離（打揚げるものについては、単発物も含む。）

煙火の種類	距離
枠仕掛 文字、絵型等	20m以上
水上仕掛 水中金魚等	移動範囲から20m以上
花車	20m以上
吹き出すもの（噴出煙火以外のもの：滝等）	同上
花束	同上
打揚がるものの内容物径が30mm未満のもの	同上
筒を傾斜させて打揚がるもので内容物径が30mm未満のものは、打ち出し方向に対して	50m以上
地雷・地割	打揚煙火の距離
その他の観賞用煙火 綱火	移動範囲から10m以上
その他の煙火	その都度関係機関と協議のうえ決定する。

備考 保安距離は、消費場所からの距離をいう。

別表第3（第2条関係）

音楽その他の芸能の公演等の演出効果の用に供する煙火の保安距離

煙火の種類	距離
炎・火の粉を噴出するもの	飛散距離の1.5倍の距離、但し最低5m
炎・火の粉を噴出しないもの	4m

備考 保安距離は、消費場所からの距離をいう。

別表第4（第2条関係）

噴出煙火の保安距離等

		薬量		筒の噴き出し方向の前後 (m)	筒の側面 (m)	筒相互の間隔 (m)
噴出煙火	手筒花火	600 g 以下	直立して点火するもの	—	5	1.5
			上記以外のもの	1.0	5	1.5
	600 g を超え 1,200 g 以下		1.5	1.0	2.0	
	1,200 g を超え 1,800 g 以下		2.0	1.5	2.5	
	1,800 g を超え 2,400 g 以下		2.5	2.0	3.0	
	2,400 g を超え 3,000 g 以下		2.8	2.3	3.5	
	3,000 g を超え 4,000 g 以下		3.0	2.5	4.0	
		噴水煙火	6,000 g 以下		—	手筒煙火の薬量区分に準ずる。ただし、4,000 g を超えるものは 30m とする。

備考 保安距離は、消費場所からの距離をいう。

別表第5（第2条関係）

噴出煙火の保安距離等

		薬量		筒の噴き出し方向 の前後 (m)	筒の側面 (m)
噴出煙火	手筒花火	600 g 以下	直立して点火する もの	—	4
			上記以外のもの	4	4
		600 g を超え 1,200 g 以下		9	7
		1,200 g を超え 1,800 g 以下		13	10
		1,800 g を超え 2,400 g 以下		17	13
		2,400 g を超え 3,000 g 以下		19	15
		3,000 g を超え 4,000 g 以下		20	17
		噴水煙火	6,000 g 以下		—

備考 1 保安距離は、消費場所からの距離をいう。

2 消費場所の地形、周囲の状況等により、やむを得ず、観客に対して別表第4に定める保安距離がとれない場合で高さ 90 センチメートル以上の不燃性又は難燃性の防護パネル等を観客の前に設置したとき。

第1号様式（第4条関係）

見 取 図（概略）

（消費場所への案内図）

- 概ね把握できる略図を記載する。

煙火消費計画書（花火大会）

1 煙火製造業者の氏名（名称及び代表者氏名）、住所及び電話番号

名 称	住 所	電話番号

2 煙火打揚業者の氏名（名称及び代表者氏名）、住所及び電話番号

名 称	住 所	電話番号

当該花火大会実行委員会は、煙火の消費にあたり、煙火打揚業務その他の煙火の取り扱いを上記煙火打揚業者に業務委託（別添契約書写し参照）して行います。

3 花火大会実行委員会における煙火消費責任者としての総括責任者及び総括責任者を補佐する者の氏名。

総 括 責 任 者		副 総 括 責 任 者	
職 名	氏 名	職 名	氏 名

4 煙火消費に係る各煙火打揚業者間の調整等のため統括責任者を選任する。また、統括責任者を補佐するため各煙火打揚業者の責任者を副統括責任者として選任し、取扱従事者の指揮・監督、安全な作業を行う。

職 名	氏 名 (煙火打揚業者名)	職 名	氏 名 (煙火打揚業者名)
統 括 責 任 者	()	副 統 括 責 任 者	()
副 統 括 責 任 者	()	副 統 括 責 任 者	()
副 統 括 責 任 者	()	副 統 括 責 任 者	()
副 統 括 責 任 者	()	副 統 括 責 任 者	()

5 煙火の管理及び打揚等の準備

煙火置場： 設置する 設置しない

(1) 煙火置場及び煙火を収納する容器の種類並びに責任者等は次の表及び煙火置場の構造図による。

煙火打揚業者名	煙火置場の種類	煙火収納容器の種類	煙火置場責任者氏名 (従事者数)
			(名)

注 「煙火置場の種類」欄には小屋組、テント張り、有蓋車等を記載すること。

(2) 煙火置場の位置と打揚筒の設置場所との関係は次の表及び配置図による。また、筒場に持ち込む収納容器は火の粉の入り込まない丈夫な構造のものを使用します。

煙火打揚業者名	最も近い打揚筒 (距離)	打揚筒との間に 設ける隔壁の構造	打揚煙火責任者氏名 (従事者数)
	号 (メートル)		(名)

注 打揚筒との距離が20メートル未満である場合の当該間に設ける「隔壁の構造」欄には材質・寸法等を記載すること。

(3) 煙火置場と仕掛煙火の設置場所との関係は次の表及び配置図による。

煙火打揚業者名	最も近い仕掛煙火 (距離)	仕掛煙火との間に 設ける隔壁の構造	仕掛煙火責任者氏名 (従事者数)
	号 (メートル)		(名)

注 仕掛煙火との距離が20メートル未満である場合の当該間に設ける「隔壁の構造」欄には難燃または不燃物質の名称及び寸法を記載すること。

項目		当該煙火打揚業者名	保安物件の種類	当該距離	備考
裏打ちの 設置場所	号			メートル	
	号			メートル	
	号			メートル	
	号			メートル	
	号			メートル	
その他				メートル	
				メートル	

注 保安物件等に最も近い筒場及び最も大きい号数の筒についてそれぞれの設置場所ごとに記載すること。

(3) 打揚筒の設置場所から仕掛煙火の設置場所までの距離は次の表及び配置図による。または、船上消費のため別の船に設置します。

煙火打揚業者名	打揚 煙火	最も近い仕掛煙火 (距離)	煙火打揚業者名	打揚 煙火	最も近い仕掛煙火 (距離)
	号	(メートル)		号	(メートル)
	号	(メートル)		号	(メートル)
	号	(メートル)		号	(メートル)
	号	(メートル)		号	(メートル)
	号	(メートル)		号	(メートル)
	号	(メートル)		号	(メートル)

(4) 消費の順序の概要は次の表による。また、プログラムの詳細は決定次第提出します。

時間	種類	打揚煙火		スター マイン	枠仕掛 裏打ち			
		細工物	星物					
朝	時～時							
昼	時～時							
夜	時～時							
	時～時							
	時～時							
合計		個	個	基	基			

注 朝、昼、夜に区分し、夜間は1時間ごとに記載すること。

- (5) 煙火及び筒の種類は打揚煙火及び仕掛煙火明細書による。
- (6) 打揚煙火、スターマイン及び粋仕掛の裏打ちには袋物、吊物又は観客等に落ち込むおそれのある引星等を使用した煙火は消費しません。
- (7) 噴出煙火の噴出口は筒の内径の1/3以上のものを使用し、手持ちの噴出煙火の筒は荒縄巻等とします。

8 危険予防の方法

- (1) 危険区域の周囲に設ける縄張り、警戒札、警戒員及び夜間時の赤色燈火使用等の警戒措置並びに交通規制は警備計画書による。
- (2) 打揚煙火の従事者には、離隔距離に応じた防護措置等を次の表のとおり設置します。
(防護措置等が必要な筒場)

煙火打揚業者名	煙火の種類	離隔距離	点火の方法	防護措置等	打揚煙火責任者氏名 (従事者数)
	号				(名)
	号				(名)
	号				(名)
	号				(名)
	号				(名)

注 1 「離隔距離」欄には、「直接」又は距離(メートル)を記載すること。
 2 「点火の方法」欄には、ロー火、焼金、電気等と記載すること。
 3 「防護措置等」欄には、防護材の種類及び厚さ、安全対策等を記載すること。

- (3) 不発煙火の回収措置

項目	回収指揮者名(煙火打揚業者名)	回収人員
終了後(時～時)	()	名
翌朝(時～時)	()	名

9 事故発生時の措置

爆発その他災害が発生したときは消費を中断し、人身事故にあつては直ちに医師に応急手当を受けさせ、火災にあつては、消防機関に通報します。

また、現状を変更することなく、直ちに警察官に届出をするとともに許可行政庁に通報します。
(通報先：許可行政庁名)

許可行政庁名	春日井市長(消防本部 予防課)		
電話	(0568) 85 - 6387	※ 土・日・休日・夜間の場合は通信指令室 (0568-82-0119) 番へ	

10 煙火取扱従事者等

別添名簿のとおり

11 消費場所内配置図（打揚筒、粹組、裏打、スターマイン及び乱玉等の設置場所並びに煙火置場の位置、防護材の設置場所、警戒札、見張人等を明記すること。）

12 附近の見取図（消費場所と観客席、建物及び道路等の保安物件との関係並びに危険区域の設定、当該区域の周囲に設ける縄張り、警戒札、警戒員及び消火設備並びに大会本部の位置を明記すること。）

煙火消費計画書

（該当する□印の中にレ点を付け、その他の場合は□の中に具体的に記入すること。）

1 煙火製造業者氏名（名称及び代表者氏名）、住所及び電話番号

2 主催者における煙火消費責任者としての総括責任者及び総括責任者を補佐する者の氏名。

	氏 名	主催団体での役職名
総 括 責 任 者		
同 上 補 佐		

3 煙火の管理

(1) 煙火置場

設置しない

電気点火等のため消費中に保管すべき煙火はありません。また、消費準備中は煙火の管理に留意し、火災及び盗難の防止に努めます。

設置する

ア 位置 打揚筒及び仕掛煙火の設置場所並びに火気の取扱所から当日の天候等やむを得ない場合を除き、20メートル以上離れた風上とする。

地形上やむを得ないため打揚筒の場所から□メートルの位置とする。

イ 構造（当日の天候等により変更する場合もある。）

小屋組 テント張り シート張り 有蓋車

その他 □

ウ 責任者氏名 □

エ 容器 木製 段ボール製 難燃性・不燃性容器

その他 □

4 煙火の取扱い

(1) 消費場所内の運搬

有 無

(2) 容器 木製 段ボール製 難燃性・不燃性容器

その他 □

(3) 筒場等における取扱い

容器に収納し、取り出しの都度完全に蓋又は覆いをする。

その他

(4) 点火の方法

電気 焼金 ロー火 導火線・速火線

その他

(5) 消費の順序等

種類								
時間								
時 分～ 時 分								
時 分～ 時 分								
時 分～ 時 分								
時 分～ 時 分								
時 分～ 時 分								

5 煙火の種類

打揚煙火 申請書記載のとおり。なお、袋物・吊物の消費はしない。

仕掛煙火 別添明細のとおり

噴出煙火 別添噴出煙火消費計画書のとおり

6 危険予防の方法

(1) 警戒措置

煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域（配置図のとおり）の進入可能な境界に柵又はロープ等をして、その付近に警戒札（赤旗、立て札等）を掲げるか警戒員を配置し、関係者以外の者の立入を禁じ、安全を確認のうえ消費します。なお、消費準備中は、火災、盗難及び事故防止のため、必要な警戒措置を講じ関係者以外の立ち入りを制限します。

その他

(2) 交通規制

有（道路管理者又は警察署の指示に従い一時規制を行う。）

無

(3) 防護措置等

不要（離隔距離20メートル以上）

要（離隔距離 メートル）

防護措置等

畳、ポリカーボネート又は鋼板あるいはこれらと同等程度の機能を有する防護措置を行います。

ヘルメット等の安全対策の実施。

(4) 不発煙火の回収

ア 回収指揮者氏名

9 消費場所配置図

(注) 消費場所配置図に明示すべき事項

- ・ 打揚筒、仕掛煙火、噴出煙火、煙火置場、防護材、打揚煙火点火位置（直接点火以外）、焼金用コンロ等の位置及びそれら相互の距離並びに筒場等からの安全な距離を明示すること。
- ・ 危険区域の範囲及び警戒措置（柵、警戒員等）を明示すること。

注：当日の風向等により変更することがあります。なお、変更する場合においても危険区域境界まで安全な距離を確保し、危険区域の変更は行いません。

10 仕掛煙火の明細

(注) 仕掛煙火の構造、固定方法等を示した図面を添付すること。

噴出煙火消費計画書

1 臨時作業従事者等の保安教育計画

(1) 保安教育の日時及び場所

月 日	時 間	場 所	備 考
月 日	時 分～ 時 分		
月 日	時 分～ 時 分		
月 日	時 分～ 時 分		
月 日	時 分～ 時 分		

※ 保安教育を分けて行う場合は、備考欄に対象とする地区名、保存会名等を記載すること。

(2) 保安教育責任者

2 薬量別の噴出煙火消費計画

薬 量	本 数	手筒 台付 の別	製造業者名	同時消費 本 数	消費時の移 動の有無※
グラム	本	手筒・台付		本	有・無
グラム	本	手筒・台付		本	有・無
グラム	本	手筒・台付		本	有・無
グラム	本	手筒・台付		本	有・無
グラム	本	手筒・台付		本	有・無
グラム	本	手筒・台付		本	有・無
グラム	本	手筒・台付		本	有・無

※ 消費時の移動とは、手筒を移動しながら消費するもので、筒を持ち上げる際の移動は含まない。

3 保安距離等

保安距離の緩和の有無 有 無

項 目	保安距離	保安距離緩和の場合の措置内容
噴出煙火を横にして点火する場合の吹き出し方向の前後	メートル	(1) パネル等の種類 合板・畳・鉄板・その他 () (2) パネル等の高さ 90センチメートル・180センチメートル・その他 ()
筒の側面	メートル	(1) パネル等の種類 合板・畳・鉄板・その他 () (2) パネル等の高さ 90センチメートル・180センチメートル・その他 ()

4 噴出煙火消費従事者

別紙名簿のとおり

噴出煙火消費従事者名簿

No.	氏名	生年月日 (消費経験の有無)	噴出煙火の内訳 (手筒、台付又は薬量別)						製造者名	備考
			手筒・台付	手筒・台付	手筒・台付	手筒・台付	手筒・台付	手筒・台付		
			グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム		
1		・ (有・無)								
2		・ (有・無)								
3		・ (有・無)								
4		・ (有・無)								
5		・ (有・無)								
6		・ (有・無)								
7		・ (有・無)								
8		・ (有・無)								
9		・ (有・無)								
10		・ (有・無)								
11		・ (有・無)								
12		・ (有・無)								
13		・ (有・無)								
14		・ (有・無)								
15		・ (有・無)								
16		・ (有・無)								
17		・ (有・無)								
18		・ (有・無)								
19		・ (有・無)								
20		・ (有・無)								

- ※ 1 消費従事予定者は全員記載し、変更があった場合は事前に修正し、許可申請先に提出すること。
 2 製造者名は、本表のNo.で記載してもよい。
 3 備考欄に消費責任者は○印、煙火置場責任者は△印、点火のみに従事する者は、「点」と記載すること。

第4号様式（第4条関係）

煙火消費許可事務処理経過簿

受付番号	消費場所	申請者住所	消費日	現地調査	意見書送付	許可番号	通報	許可書交付	備考
受付日	名称	氏名	時間		受領	許可年月日			
			年月日	年月日	年月日		年月日	年月日	
年月日			: ~ :		年月日	年月日			
			年月日	年月日	年月日		年月日	年月日	
年月日			: ~ :		年月日	年月日			
			年月日	年月日	年月日		年月日	年月日	
年月日			: ~ :		年月日	年月日			
			年月日	年月日	年月日		年月日	年月日	
年月日			: ~ :		年月日	年月日			
			年月日	年月日	年月日		年月日	年月日	
年月日			: ~ :		年月日	年月日			
			年月日	年月日	年月日		年月日	年月日	
年月日			: ~ :		年月日	年月日			
			年月日	年月日	年月日		年月日	年月日	
年月日			: ~ :		年月日	年月日			
			年月日	年月日	年月日		年月日	年月日	
年月日			: ~ :		年月日	年月日			
			年月日	年月日	年月日		年月日	年月日	
年月日			: ~ :		年月日	年月日			

第5号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

愛知県公安委員会 様

春日井市長 印

火薬類（煙火）消費許可について（照会）

次の者から申請のありました火薬類（煙火）消費について、火薬類取締法施行令第13条第1項第 号の規定に該当しますので、同法第52条第1項の規定に基づき貴会のご意見を伺います。

なお、当市において調査した結果は別紙調査票のとおりです。

住 所（法人にあつては事務所所在地）

名 称

氏 名（法人にあつては代表者の氏名）

第6号様式（第5条関係）

火薬類消費許可に関する調査票

許可の区分		煙火
意見聴取区分		<p>火薬類取締法施行令第13条第1項に規定する次の事項に該当する。</p> <p>1 交通頻繁な道路又はその周辺の土地（第2号）</p> <p>2 公衆の集合する場所又はその周辺の土地（第2号）</p> <p>3 市街地（第2号）</p> <p>4 公共の安全の維持に特に重大な関係を有すると認められる場合（第3号）</p>
申請の内容		別添申請書記載のとおり
作業及び取扱の概要		適・否
危険予防の方法	警戒措置	適・否
	防護措置	適・否
	交通規制	有・無
消費見込量		適・否
従事者の能力・技能		有・無
許可に対する条件		要（別紙「許可条件」のとおり） 否

第7号様式（第7条関係）

煙火消費許可申請等交付簿

受付番号	収受月日	申請者	許可書等の種別	交付月日	受領者署名	備考

第8号様式（第8条関係）

第 年 月 日
年 月 日

愛知県公安委員会 様

春日井市長 印

火薬類（煙火）の消費許可について（通知）

火薬類（煙火）の消費について、別添許可証（写）のとおり許可しました。

第9号様式（第10条関係）

煙火消費場所立入検査表

実施年月日	年 月 日	調査員	職・氏名 消防吏員 消防吏員	印 印
許可を受けた者				
消費場所所在地				
消費年月日	年 月 日	消費の目的	観賞用・信号用	
統括責任者		統括責任者補佐		
検査項目			結果	指示（措置）内容・その他
消費場所	申請函面との相違の有無		有・無	
	保安物件、観客に対する安全な距離の有無（規則第56条の4第4項第1号）		有・無	
	危険区域への観客等の立入防止措置の適否		適・否	
消費予定の煙火	申請内容との相違の有無		有・無	
消費作業従事者	消費計画書記載の者以外の者の従事の有無		有・無	
	保安教育受講の有無（打揚従事者手帳の携帯）		有・無	
	知的障害者であって政令で定める程度の障害の状態にあるもの又は精神病患者、酒気帯び者の従事の有無（法第23条第2項、施行令第5条、規則第56条の4第1項第7号）		有・無	
煙火の取扱い	煙火取扱場所付近での喫煙・火気（焼金用を除く）使用の有無（規則第51条第17号）		有・無	
	盗難防止措置（見張人の配置等）の適否（規則第51条第18号）		適・否	
	運搬に対する安全措置の適否（規則第56条の4第1項第1号）		適・否	
	使用前検査の実施の有無（規則第56条の4第1項第2号）		有・無	（口頭確認）
	使用不能煙火の措置の適否（規則第56条の4第1項第3号）		適・否	（口頭確認）
	煙火の規定場所以外の存置の有無（規則第56条の4第1項第4号）		有・無	
	打揚火薬計量作業の適否（規則第56条の4第1項第5号）		適・否	

	消火用水等の準備の有無（規則第 56 条の 4 第 1 項第 6 号）	有・無	
検 査 項 目		結 果	指 示（措置） 内 容・その他
煙火置場（規則第 56 条の 4 第 3 項）	設置位置の適否（第 1 号）	適・否	
	構造の適否（第 2 号）	適・否	
	煙火存置時の見張人の常時配置の有無（見張人の指名済・未済）（第 3 号）	有・無	
	警戒札等の掲示の有無（第 4 号）	有・無	
	煙火置場の構造と収納容器材質との関係の適否（第 5 号）	適・否	
消費方法（規則第 56 条の 4 第 4 項）	打揚筒設置場所へ携行する煙火の数量の適否（第 3 号）	適・否	（口頭確認）
	打揚筒設置場所へ携行する煙火の収納容器の適否（第 4 号）	適・否	
	打揚筒の方向、固定状況の適否（第 5 号）	適・否	
	打揚筒の掃除のための準備措置の適否（第 6 号）	適・否	
	打揚筒と仕掛煙火との離隔距離の適否（第 7 号）	適・否	
	仕掛煙火等の点火時の安全措置の適否（第 10 号）	適・否	
	打揚従事者に対する防護措置の適否（第 11 号）	適・否	
	打揚筒群間の離隔距離の適否（第 11 号）	適・否	
	不発煙火が発生した時の措置の適否（第 15 号、第 56 条の 4 第 6 項第 6 号）	適・否	
	不発煙火の回収措置の適否（第 16 号）	適・否	（申請内容の回収措置の確認）
	電気点火の場合の安全措置の適否（規則第 56 条の 4 第 5 項）	適・否	（口頭確認）
その他	運営指揮者と危険区域見張員との連絡方法の適否	適・否	
	運営指揮者と消費作業責任者との連絡方法の適否	適・否	
所見及び措置			

第 10 号様式（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

愛知県公安委員会 様

春日井市長

印

煙火消費許可の取消しについて

このことについて、次のとおり煙火の消費許可を取り消したので火薬類取締法第 52 条第 2 項の規定により通報します。

- 1 許可年月日及び許可番号
- 2 許可を受けた煙火の種類及び数量
- 3 許可を受けた者

第 年 月 日 号

様

春日井市長

印

について（一時禁止 制限）

火薬類取締法第 4 5 条第 2 号の規定に基づき、次のとおり、

を命じます。

1 対 象

2 期 間 年 月 日から (日間)
年 月 日まで

3 理 由 火薬類取締法第 条第 項の規定に違反

煙火消費事故通報書

発信（者）日時及び 氏名	月 日（ ） 時 分			
	発 信 者 職 名		氏 名	
1 発生日時	年 月 日（ ） 時 分頃			
2 発生場所	発 生 場 所			
	関 係 者 名		住 所	
3 被害の状況	[人的（死者、重傷者、軽傷者別） 物的 当事者、第三者被害の有無別]			
4 事故の状況				
5 原 因				
6 措 置				
7 参考事項				

(注) 事故発生直後の第一報については、少なくとも 1 から 3 までの事項について報告するものとする。

整理番号	
受理日	年 月 日

事 故 等 報 告 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

春日井市長

印

事故等発生の日時	年 月 日 (曜日) 時 分
事故等発生の場所等	
事故等の概要	
火薬類の種類及び数量	
事故等の理由又は原因	
市町村等関係行政機関が と っ た 措 置	
事故等の被害状況 [人的（死者、重傷者、軽傷者、別）、物的（第三者被害の有無別）]	
法令違反の有無及びその内容	
その他参考となる事項	